

安心を
準備しましょう

合葬墓の生前申込者を募集

市では平成30年から、多くの人の焼骨を合同で埋蔵する施設として、合葬墓の運用を開始しています。

市内のお墓に入りたいが、自分の死後に諸手続きなどを行う親類や身寄りが近くにいないといった声が多く寄せられていることから、合葬墓への生前申込者を公募します。詳細についてはお問い合わせください。

※合葬墓は市で管理しますが、宗教行事などは行いませんので、永代にわたっての供養を希望する場合には寺院等への相談をお勧めします。

【令和元年度の募集内容】

▼公募数 20人

▼資格要件 次の全ての要件に該当する人

①現在弘前霊園一般墓地の使用許可を受けていない人、または生前申込と同時に一般墓地を返還する人

②申請をする時点で、継続して1年以上弘前市内に住所があり、かつ満65歳以上の人

③自身の死後、その焼骨が確実に埋蔵されるよう、あらかじめ納骨者を指定できる人

④合葬墓に埋蔵後は、焼骨を返還できないことに同意できる人

▼受付期間 1月15日～2月7日、平日の午前8時30分～午後5時

▼申し込み方法 応募する人の身分証明書と印鑑を持参の上、環境課（市役所2階）で直接申し込みをしてください。

▼使用料 1人6万円（公募終了後、申請時に納付してください）

※応募数が公募数を上回った場合は、2月28日に公開抽選により生前申込者を決定します。抽選の詳細は、応募者に事前に通知します。

■問い合わせ先 環境課（☎40-7035）

ぜひ
ご利用ください

令和元年分公的年金等の源泉徴収票を送付

老齢・退職を支給事由とする、日本年金機構からの年金を受給している人全員に、平成31年2月支払分～令和元年12月支払分まで（令和2年1月に支払いがあった人は1月支払分まで）の金額を記載した源泉徴収票を1月中旬より順次お送りします（障害年金や遺族年金は、非課税所得で

あるため、源泉徴収票は送付していません）。

また、令和元年分の源泉徴収票の再交付は、令和2年1月上旬から申請を受け付けする予定です。

■問い合わせ先 ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）弘前年金事務所（外崎5丁目、☎27-1339）

いじめや虐待のないまちづくりにご協力を！

あいさつ運動、ことばを かけて見守る運動



●強化期間 1月15日（水）～17日（金）

●市内一斉取組日 1月16日（木）

市民総ぐるみで取り組む、「あいさつ運動、ことばをかけた見守る運動」を冬休み明けに実施します。登校時間帯に合わせて、自宅前等での子どもたちへの温かい言葉掛けに、ご協力ください。子どもたちが安心して過ごせる弘前であるために、市民みんなで見守っていきましょう。

▼実施時間帯 午前7時15分～8時の登校時間帯

■問い合わせ先 学校指導課（☎82-1644）

「あいさつ運動、ことばをかけた見守る運動」の効果

☆地域に「自分を知っていてくれる人」「自分が知っている人」がいることで、子どもたちに「地域に見守られているという安心感」が生まれます。

☆いじめや虐待の未然防止・早期発見・早期対応につながります。

あなたの意見を
市政のために

弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会の 委員を募集

市では、先人から受け継いだ歴史的・文化的資産の維持・向上に努めるとともに、積極的な活用を図り、市民が誇りに思えるまち、また、来街者にとっても魅力あふれるまちにするため、平成22年2月に歴史まちづくり法に基づく弘前市歴史的風致維持向上計画を策定しました。

この計画の変更に係る協議や、実施に係る連絡調整をする上で、市民の皆さんの意見を反映するため、弘前市歴史的風致維持向上計画推進協議会の委員を募集します。

▼応募資格 市内に住所を有する20歳以上の人（市の他の附属機関の委員、議員、公務員〈退職者を含む〉は除く）

▼募集人員 2人

▼募集期間 1月14日（火）～31日（金・必着）

▼任期・会議の開催 任期は委嘱の日から2年間。会議は平日の日中に開催予定

▼報酬など 会議1回の出席につき報酬1万円と

交通費を支給

▼応募方法 次の事項を記入した応募用紙を、郵送、持参、ファクスまたはEメールで提出を。

①住所・氏名（ふりがな）・生年月日・性別・職業・電話番号

②応募理由（志望動機、抱負、歴史まちづくりに関する自己PRなど〈400字程度〉）

※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市ホームページに掲載しているほか、都市計画課（市役所3階）、岩木・相馬総合支所、各出張所で配布しています。なお、応募用紙は返却しません。

▼選考方法 選考委員会で選考し、結果を応募者全員に通知するほか、選任された人を委員名簿に記載し、公表します。

■問い合わせ・提出先 都市計画課（〒036-8551、上白銀町1の1、☎34-3219、ファクス35-3765、Eメール toshikeikaku@city.hirosaki.lg.jp）

シリーズ⑨
どうする空き家!?
空き家に関する役立つ情報を
定期的にお知らせします

最終回

空き家の譲渡所得の 3,000万円特別控除



【空き家の総合相談窓口】 建築指導課空き家対策係（☎40-0522）

相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）または取り壊し後の土地を譲渡した場合に、当該家屋または土地の譲渡所得から3,000万円の特別控除を受けることができる制度です。

●特例を受けるための手続き

①空き家所在地の市町村に「被相続人居住用家屋等確認書」の交付を受ける。弘前市に空き家がある場合は、弘前市役所建築指導課へ申請してください。

②お住まいの管轄税務署にて確定申告が必要です。（①の他にも添付書類が必要です。詳しくは弘前税務署〈☎32-0331〉にお問い合わせを。）

4月から掲載してきた「どうする空き家!？」シリーズは今回が最終回です。シリーズを通じて、空き家バンクや空き家の利活用・除却に関する補助金、空き家を管理する上での注意点など、空き家に関する情報をお伝えしてきました。今住んでいる家を空き家にしないように、将来誰が相続し管理するか話し合うことや、空き家を所有している場合は責任を持って管理または処分することが大切です。市では空き家バンクや補助金による支援をしています。他人事と思わず、身の回りの空き家について今一度考えてみましょう。

弘前圏域空き家・空き地バンク登録物件募集中!

空き家をお持ちの人は、気軽にご相談ください。農地付きの空き家も登録可能です。

■問い合わせ先 弘前圏域空き家・空き地バンク協議会事務局（建築指導課内、☎40-0522）

